

熊谷市立コミュニティ施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 28 日

熊谷市長、小 林 哲 也

条例第 3 5 号

(別紙)

熊谷市立コミュニティ施設条例の一部を改正する条例

熊谷市立コミュニティ施設条例（平成１７年条例第１２４号）の一部を次のように改正する。

第２条の表熊谷市立コミュニティセンターの項を削る。

第４条第１項の表熊谷市立コミュニティセンターの項を削る。

第５条中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号から第５号までを１号ずつ繰り上げる。

第８条第１項中「から別表第５まで」を「から別表第４まで」に改める。

第２５条第１項中「熊谷市立コミュニティセンター及び」を削り、同条第２項前段中「別表第１及び別表第３」を「別表第２」に改め、同項後段中「これらの表」を「同表」に改める。

第２９条第２項中「別表第１及び別表第３」を「別表第２」に改める。

別表第１を削り、別表第２を別表第１とし、別表第３から別表第５までを１表ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和９年１０月１日から施行する。